

分類聚第二編

昭和十二年

卷四十一

官職門	三九
任免	
懲戒分限	
試驗	
雜載	

東京大学図書  
 2 A  
 1  
 (類) 2044

三人

閣中第一九七號

起 昭和十三年九月九日 裁可昭和十三年九月九日 施行 昭和十三年九月九日 決定昭和十三年九月九日 號外

# 內閣總理大臣友

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

內務大臣

大藏大臣

陸軍大臣

海軍大臣

司法大臣

文部大臣

農林大臣

商工大臣

逓信大臣

鐵道大臣

拓務大臣

興	友	友
友	友	友
友	友	友
友	友	友

別紙

國民精神總動員ニ關スル內閣訓令案

附

右閣議ニ供ス

具

内閣訓令 号外

各官廳

第七十二回帝國議會開院式ニ當リ優禮ナル

勲爵士賜ニ帝國ノ國ヲ所ヲ明ニシ國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給

ヘリ 皇座安堵洵ニ恐懼感激ニ禁ヘズ

惟フニ今次ノ事變ハ其ノ由ツテ來ル所違ク事變ノ推移亦違ニ致

斷テ許サザルモノアリ

此ノ秋ニ當リ敢テ官ニ奉ズル者ハ齊シク時局ノ重大性ニ鑑ミ既

忍不披ノ志操ヲ堅持シテ今後ニ來ルベキ如何ナル艱難ニモ堪ヘ

鞠躬一心奉公ノ來<sup>至</sup>誠ヲ致シ<sup>以テ</sup>所期ノ目的貫徹ノ爲ニ盡

閣

内閣

進スルノ決意アランコトヲ要ス  
凡ソ時局ヲ打開シ帝國ノ興隆ヲ圖ルノ道ハ我ガ尊嚴ナル國體ニ  
基キ盡忠報國ノ精神ヲ振起シテ之ヲ日官ノ蒙蔽生活ノ間ニ具現  
セシムルニ在リ今故國民精神ノ總動員ヲ實施スル所以亦專ニ在  
ス

宜シク思フ現下ノ時局ニ致シ日本精神ヲ昂揚シテ「舉國一致」實  
ニ「舉國一致」之ヲ實踐ス具現シ愈々國力ノ増進ヲ圖リ以テ 皇運  
ヲ扶翼シ奉ランコトヲ期スベシ

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣

内閣訓令

各官廳

第七十二回帝國議會開院式ニ當リ優遇ナル

勅語ヲ賜ヒ帝國ノ新フ所ヲ明クシ國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給

ヘリ 皇座安道洵ニ感懼感激ニ禁ヘズ

惟フニ今次ノ事變ハ其ノ由ツテ東ル所違ク事變ノ推移亦違ニ難

断テ許サザルモノアリ

此ノ秋ニ當リ職ヲ官ニ奉ズル者ハ齊シク時局ノ重大性ニ鑑ミ既

忍不拔ノ志操ヲ堅持シテ今後ニ來ルベキ如何ナル艱難ニモ堪ヘ

和部一心泰公ノ赤誠ヲ致シ敢然起ツテ所期ノ目的貫徹ノ爲ニ邁

内閣

進スルノ決意アラシキコトヲ要ス  
 凡ソ難局ヲ打開シ帝國ノ興隆ヲ圖ルノ道ハ我ガ尊嚴ナル國體ニ  
 基キ盡忠報國ノ精神ヲ振起シテ之ヲ日常ノ榮壽生活ノ間ニ具現  
 セシムルニ在リ今故國民精神ノ總動員ヲ實施スル所以亦茲ニ存  
 ス  
 宜シク思フ現下ノ時局ニ對シ日本精神ヲ昂揚シテ舉國一致ノ實  
 チ舉グ率先之ヲ實踐ニ具現シ愈々國力ノ増進ヲ圖リ以テ 盛運  
 チ扶翼シ奉ランコトヲ期スベシ

昭和十二年九月 日

内閣總理大臣 岡谷正武

閣下第一九八號

起 昭和十二年九月九日 裁可昭和 年 月 日 施 昭和十二年九月九日  
 案 決定昭和十二年九月九日行 拂外

内閣總理大臣 友

内閣書記官長

内閣書記官

外務大臣	陸軍大臣	文部大臣	逓信大臣
内務大臣	海軍大臣	農林大臣	鐵道大臣
大藏大臣	司法大臣	商工大臣	拓務大臣
友	友	友	友
友	友	友	友
友	友	友	友

別紙

國民精神總動員ニ關スル内閣告諭案

# 右閣議ニ供ス

## 内閣告諭第 外 報

第七十二回帝國議會開院式ニ當リ優渥ナル勅語ヲ賜ヒ帝國ノ嚮フ所ヲ明ニシ國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ。聖慮宏遠ニシテ眞ニ恐懼感激ニ堪ヘザルナリ。惟フニ帝國ハ東亞ノ安定ヲ望ミ常ニ日支兩國ノ相提携シテ以テ世界平和ノ基ヲ樹テント欲ス是レ比隣其ノ幸ヲ一ニシ列國其ノ禍ヲ尙ジクスルノ道ニシテ帝國一貫ノ國是ナリ然ルニ支那ハ常ニ隣交ノ誼ヲ忘レ信義ヲ失シ永年排日執日ヲ以テ國策トシ帝國ノ權益ヲ侵シテ暴狀ヲ極メ遂ニ今次ノ事變ヲ生ズルニ至レリ。今ヤ出征ノ將兵外ニ膺懲ノ步ヲ進メ銃後ノ國民内ニ奉公ノ赤誠ヲ致ス然リト雖今次ノ事變ハ其ノ由ツテ來ル所遠ク事態ノ推移亦遽ニ豫斷ヲ許サザルモノアリ此ノ秋ニ當リ國民齊シク時局ノ重大性ニ鑑ミ益々堅忍不拔ノ志操ヲ堅持シテ今後ニ來ルベキ如何ナル艱難ニモ堪ヘ所期ノ目的ヲ貫徹スル爲敢然邁進スルノ決意アルヲ要ス

凡ソ難局ヲ打開シ國運ノ隆昌ヲ圖ルノ道ハ我が尊嚴ナル國體ニ基キ盡忠報國ノ精神ヲ益々振起シテ之ヲ國民ノ日常業務ニ生活ノ間ニ實踐スルニ在リ今般國民精神ノ總動員ヲ實施スル所以モ亦茲ニ存ス古來我が國民ハ艱難ニ遭遇スルヤ必ズ之ヲ克服シ以テ國家興隆ノ成果ヲ收メザルナシ時局ニ際シ國民深ク如上ノ趣旨ヲ體シ忠誠公ニ奉ジ和協心ヲ一ニシ日本精神ヲ昂揚シテ舉國一致ノ實ヲ舉グルト共ニ之ヲ實踐ニ現シテ愈々國力ノ伸張ヲ圖リ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ル所アルハ本大臣ノ深ク全國民ニ期待スル所ナリ

年 月 日

内閣總理大臣

(日本標準規格印刷) (木村納)

林有造

内閣告諭 第七十二回

第七十二回帝國議會開議式ニ當リ優禮ナル勸諭ヲ賜ヒ帝國ノ實ヲ明ニシ國民ノ進ムベキ道ヲ示サセ給ヘリ  
 國體安寧ニシテ莫クニ憂懼感敬ニ堪ヘザルナリ  
 惟フニ帝國ハ東亞ノ安定ヲ重ク常ニ日支兩國ノ相提携シテ以テ世界平和ノ基ヲ樹テント欲ス是レ比隣其ノ幸ヲ一ニシ列國其ノ福ヲ同ジタスルノ道ニシテ帝國一貫ノ圖是ナリ然ルニ支那ハ常ニ隣交ノ道ヲ忘レ信義ヲ失シ本年排日抗日ヲ以テ國策トシ帝國ノ權益ヲ侵シテ暴戾ヲ極メ遂ニ今次ノ事變ヲ生ズルに至レリ  
 今ヤ出征ノ將兵外ニ府縣ノ官ヲ遣フニ統帥ノ國民内ニ奉公ノ熱誠ヲ致ス然リト雖今次ノ事變ハ其ノ由ツテ來ル所違ク事變ノ推移亦違ニ豫斷ヲ許サザルモノアリ此ノ秋ニ當リ國民齊シク時局ノ重大性ニ備ミ盡ク堅忍不拔ノ志操ヲ堅持シテ今後ニ來ルベキ如何ナル艱難ニモ堪ヘ所期ノ目的ヲ貫徹スル爲敢然進退スルノ決意アルヲ要ス

凡ソ維局ヲ打開シ國運ノ發展ヲ圖ルノ道ハ我ガ尊嚴ナル國體ニ基キ皇  
恩報國ノ精神ヲ益々振起シテ之ヲ國民ノ日常業務ニ生活ノ間ニ實踐  
スルニ在リ今般國民精神ノ維動員ヲ實施スル所以モ亦軍ニ存ス  
古來我ガ國民ハ艱難ニ遭遇スルヤ必ず之ヲ克服シ以テ國家興隆ノ成果  
ヲ收メザルナレ時局ニ際シ國民深ク如上ノ趣旨ヲ體シ忠誠公ニ奉ジ和  
協心ヲ一ユレ日本精神ヲ昂揚シテ舉國一致ノ實ヲ舉グルト共ニ之ヲ實  
踐ニ現シテ益々國力ノ伸張ヲ圖リ以テ皇運ヲ扶翼シ奉ル所アルハ本  
大國ノ深ク益々國民ニ期待スル所ナリ

年 月 日

内閣總理大臣

(日本標準規格B4判) (木村納)

内閣告諭 附 第 號

第七十二回帝國議會の開院式に當り 天皇陛下には優渥なる勅語を  
賜ひ、帝國の嚮ふ所を明にし國民の進むべき道を御示しになりました。  
大御心眞に恐懼感激の至りに堪えないのであります。  
帝國は東亞の安定を望み、常に日支兩國が相提携して、之に依て世  
界平和の基を樹てんことを欲して居たのであります。是は帝國の一  
貫した國是であります。然るに支那は常に隣交の誼を忘れ、永年排  
日抗日を以て國策とし、信義を失し、帝國の權益を侵して暴狀を極  
め、その結果遂に今回の事變を生ずるに至つたのであります。  
今や外に於ては出征の將兵膺敵の軍を進め、内に在ては銃後の國民  
奉公の赤誠を致して居ります。然し乍ら今回の事變は其の由つて來  
る所遠く事變の推移も亦豫め測り難いのであります。此の時に當り  
まして、國民は齊しく時局の重大なることを思ひ、益々堅忍不拔の

内閣



志を堅うして、今後の如何なる艱難が來やうとも之に堪え、帝國の公正なる目的貫徹の爲に敢然として邁進するの決意がなければなりません。

凡そ難局を打開し國運の隆昌を圖るの道は我が尊嚴な國體に基いて盡忠報國の精神を振ひ起し、之を國民の日常の業務日常の生活の間に實踐するの在ると思ふのであります。今般國民精神の總動員を行はうとする所以も亦茲に存するのであります。

故から我が國民は一度艱難に遭遇しましても必ず之に打ち克ち、國家を興隆せしめたのであります。此の重大時局に際しまして國民はよく以上の趣旨を體せられ、忠誠公に奉じ、和協心を一にし、日本精神を昂揚して舉國一致の實を擧げると共に、之を實踐に現して愈々國力の伸張を圖り、皇運を扶翼し奉らんことを勉められたいのであります。是れ私の全國民に向つて深く期待する所であります。

(日本標準規格B4判) (木村納)

昭和二年九月九日

内閣總理大臣 原敬 文庫